

いじめ防止基本方針

－ ＜自他を大切にする生徒＞の育成を目指して －

令和5年3月改訂

第1章 いじめ防止に関する基本的な考え方

p 1～5

- 1 いじめの定義
- 2 いじめ防止に対する基本理念
- 3 学校における取組（「未然防止」と「早期発見」）

第2章 いじめ防止に対する学校としての取組

p 6～11

- 1 学校の組織体制（「対策委員会」）
- 2 学校としての取組の具体（年間指導計画、「早期対応」等）
- 3 早期発見のためのチェックリスト

＊ 本基本方針（案）は、＜いじめ防止推進対策法＞（H25. 7）の制定に伴い、全ての学校で＜基本方針の策定＞（第13条）と＜組織等の設置＞（第22・28条）とが義務づけられたことに基づき、策定したものである。基本となる考え方は、生徒指導の目標でもある「社会性の育成」（＝自他を大切にする生徒の育成＝いじめを生まない環境づくり）と同じだと考える。

震災直後に掲げられた本校生徒のメッセージ



第1章 いじめ防止に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止に対する基本理念

全ての生徒はかけがえのない存在であり、社会の宝である。また全ての生徒が健やかに成長していくことは、社会全体の願いであり、来るべき明るい社会・郷土の実現に向けて、最も大切なことである。

「いじめ」は、その生徒の内面を将来にわたって、深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に大きな影響を及ぼす人権にかかわる深刻な問題である。全教職員が、「いじめ」はもちろんのこと、「いじめ」をはやし立てたり、傍観したりする行為を絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって、相談に応ずることが大切である。

そのためには、学校の全ての教育活動において、生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒一人一人の多様な個性を認め、かけがえのない存在として尊重し、生徒の健やかな成長を支援するという生徒観・指導観をもつことが重要である。

「いじめ」にはさまざまな特質があるが、防止するための基本となる考え方は、以下のとおりである。

- (1) 「いじめ」は人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではないという認識をもつこと。
- (2) 「いじめ」問題はどの集団、どの学校、どの生徒にも起こり得る可能性がある最も身近で深刻な人権を侵害する行為であるという意識を強くもつこと。
- (3) 「いじめ」問題を防止するためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題であることを、三者で理解し合う。
- (4) 「いじめ」問題は、教職員の生徒観・指導観の在り方が、大きく問われることを常に意識し、あらゆる教育活動を通じて、安心・安全な学校づくりを目指す。
- (5) 特に、インターネット上の「いじめ」は重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

3 学校における取組

(1) 未然防止のために

「いじめ」問題において大事なことは「いじめが起こらない学校・学年・学級づくり」といった考えに基づく未然防止が重要である。全ての教職員が生徒との好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てることが求められている。

① 生徒や学級(集団)の様子を知ることが第一歩。

ア 教職員の気づきを大事に！

➡ 「師弟同行」を基本とし、生徒たちと活動を共有することが必要である。その時々生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量るような感性を磨きたい。

イ 実態の把握を！

➡ 個々の状況・状態を把握するためには、生徒及び保護者への意識調査、学級における人間関係をとらえる調査、生徒たちのストレスに対する調査等を計画的に行いたい。

② 認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを。

ア 生徒たちの信頼を！

➡ 時として教職員の何気ない言動が、生徒を傷つけ、「いじめ」を助長することにもなりかねないことがある。普段から信頼・尊敬される生き方を心がけたい。

イ 教職員による協働体制を！

➡ 日常からの情報交換が共通理解の原則となる。互いの学級経営や教科経営、生徒指導について、分掌組織が機能し、気軽に相談・報告ができるような職場の雰囲気づくりを心がけたい。

ウ 生徒指導の3機能を！

➡ あらゆる教育活動(授業・学級活動・生徒活動など)の中で生徒指導の3機能(「自己決定」・「自己存在感」・「共感的理解」)を作用させることが、個と集団の成長に大きく影響することを常に意識したい。

③ 生命や人権を尊重する豊かな心の育成を。

ア 人権教育の推進を！

➡ 「いじめ」の行為は他人の人権を踏みにじる行為であることを理解させ、生徒たちが他人の＜痛み＞を共感できるように生命尊重の精神と人権尊重の精神を高めるための活動が必要である。

イ 道徳教育の充実を！

➡ 道徳的な心情・判断力などを育成するためには、道徳

の時間を中心とした心を揺さぶる資料を活用した対話が必要である。時間の確保と話し合いの場づくりを教育活動の基本に据えたい。

④ 家庭や地域への働き掛けを。

ア 授業参観の活用



「いじめ」に関する情報を共有するためには、学級活動や道徳の時間を積極的に公開し、保護者にも問題意識を啓発したい。

イ 通信の活用



「いじめ」に関する学校の取り組みについて、通信等を利用してPTAに対する協力(意見の吸い上げ等)を要請したい。

(2) **早期発見のために** <教職員としての心構え>

「いじめ」は早期に発見することが、早期解決につながる。早期発見のためには、日頃からの生徒との信頼関係の構築に努めることが必要である。「いじめ」は、教職員や大人が気づかない場面で行われ、潜在化しやすいことを心に留め、生徒の小さな変化を敏感に察知し、「いじめ」を見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

① 「いじめ」に気づく力を高めるために。

ア 生徒たちの立場に立って！



生徒一人一人を人格のある人間として認め、個性と向き合うために、人権に対する感覚を磨き、生徒たちの声に耳を傾ける姿勢を大事にしたい。

イ 共感的に理解する姿勢で！



集団の中で配慮を要する生徒たちに気づき、生徒たちの些細な言動から、表情の裏に隠された心の叫びなどを敏感に感じ取れるような感性を一層高めたい。

② 早期発見のための手立てを！

ア 日常から観察を！



当たり前のことであるが、生徒がいる所には、教職員がそばにいることを目指し、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設けたい。それが強いては、教室には「いじめの相談窓口」(担任)があることを知らしめることにもなる。

イ 集団を見る視点で！



生徒たちはこの時期、一人一人の発達の個人差が大きく



なると共に、自分の利害関係によるグループを形成し始める時期を迎える。従って学級内・外にどのようなグループが存在し、グループ内でどのような人間関係が生まれているかを把握することが必要である。

ウ 教育相談・アンケートの実施を！



生徒から届けられるサインは、「生活の記録」や「教育相談」、「アンケート」などが考えられる。いずれも定期的・継続的な実施が望まれる。それをもとにカウンセリング等への対応の必要性を検討することが大事である。

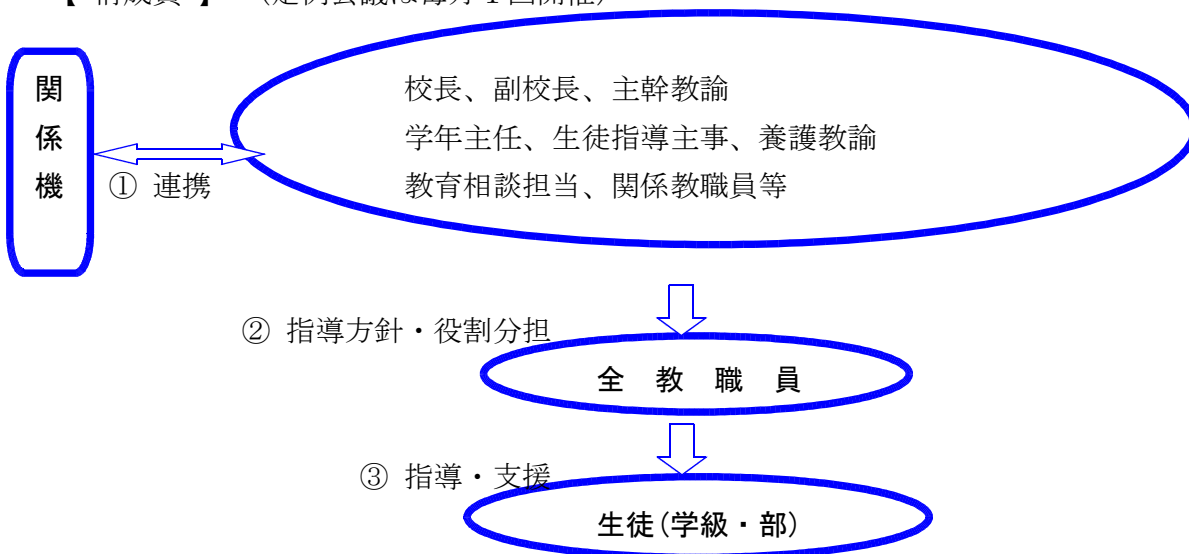
第2章 いじめ防止に対する学校としての取組

1 「いじめ対策委員会」の設置

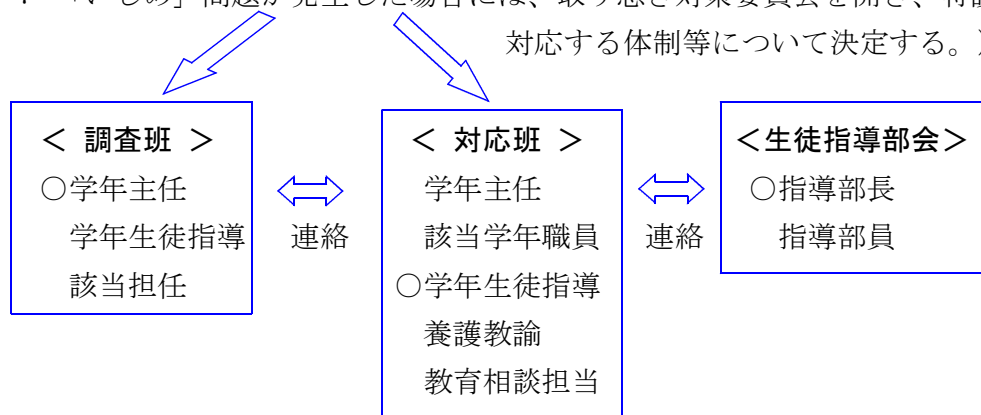
本校では、発生した「いじめ」問題への組織的な取組を推進するために、「いじめ対策委員会」を設置し、この組織を中心として、相互に共通理解を図りながら、学校全体で総合的な「いじめ」対策を行うものとする。また、組織が有効に機能している定期的に点検・評価を行い、生徒の実態に応じた取り組みを推進したい。

< 「いじめ対策委員会」の組織① >

【 構成員 】 （定例会議は毎月1回開催）



* 「いじめ」問題が発生した場合には、取り急ぎ対策委員会を開き、特設の2班を設置して対応する体制等について決定する。）



※被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※いじめの解消とは、いじめ行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続している状態とする。

<「いじめ対策委員会」の組織②>

(重大事態発生時＝緊急会議)

- ＊ 「重大事態」とは、(1) 「いじめ」により生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- (2) 「いじめ」により、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされた疑いがあると認める時。
- (3) 生徒や保護者から「いじめ」られて重大な事態に至ったという申し立てがあった時。

【 構成員 】

関係
機
関

① 速報

校長、副校長、主幹教諭
学年主任、生徒指導主事、養護教諭
教育相談担当、(必要に応じて、PTA代表、SC、SSW等が参加する。)

【 構成員 】

<調査委員会>

岩手弁護士会、岩手臨床心理士会、大船渡市人権養護委員会
民生児童委員、家庭裁判所家裁調査官OB、有識者（教育委員会）

① 指導方針・役割分担

全 教 職 員

【 被害生徒・家庭 】

【 加害生徒・家庭 】

- ＊ 事実確認
- ＊ サポート体制

- ＊ 情報共有
- ＊ 再発防止
- ＊ 対策の検討

- ＊ 事実確認・情報収集
- ＊ 指導体制

○ 学年主任
学年生徒指導
該当担任
養護教諭
教育相談担当

○指導部長
指導部

学年主任
該当学年職員
○学年生徒指導
指導部

- ＊ 事後観察
- ＊ 支援の継続

- ＊ 情報の一元化
- ＊ 記録の管理

- ＊ 事後観察
- ＊ 指導の継続

2 学校としての取組の具体

(1) 「豊かな心の育成」のための指導計画の作成

「いじめ」問題の未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む体制が必要である。そのためには、年度当初から組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校としての取り組み体制を明確にすることが必要である。

特に「道徳の年間指導計画」と「特別活動の年間指導計画」と総合的な学習の時間を中心とした「復興教育の年間指導計画」との摺り合わせが必要である。

< 年間指導計画（例） >

月	取 り 組 み	道徳・特活の指導内容	備 考
4 月	対策委員会①(方針) 職員会議(共通理解) 学校生活アンケート①	人間愛に関する内容(道)	保護者への啓発(P総会) 授業参観①
5 月	学校生活アンケート② 校内研修①(早期発見)	集団づくり(特) 人間関係づくり(特) 行事における人間関係(特)	運動会
6 月	学校生活アンケート③ 教育相談①	生き方・人権・偏見に 関する内容(道)	
7 月	学校生活アンケート④ 対策委員会	1学期の反省(特) 福祉に関する内容	地区中総体 三者面談 SNS 関連アンケート
8 月	学校生活アンケート⑤		地区駅伝競走大会
9 月	校内研修②(サポート) 学校生活アンケート⑥	人間愛に関する内容(道) 学級生活の見直し(特)	スマホ・ケータイ安全教室 (特)
10 月	教育相談② 学校生活アンケート⑦		
11 月	学校生活アンケート⑧ 保護者アンケート	生徒総会に向けて(特) 差別に関する内容(道)	生徒総会・授業参観日 保護者対象いじめアンケート
12 月	学校生活アンケート⑨	2学期の反省(特)	三者面談
1 月	学校生活アンケート⑩ 人権週間(啓発)	人間愛に関する内容(道) 偏見に関する内容(道)	激励会 学校評価アンケート
2 月	学校生活アンケート⑪	障害に関する内容(道)	新入生説明会 (保護者向けSNS講座)
3 月	記録の整理・引き継ぎ	一年間の反省(特) 自己の適性(特)	

*運動会、文化祭の実施時期については後日お知らせいたします。

*学校生活アンケートについて

- ・毎月下旬に実施します。
- ・アンケート回収後3日以内には、本人から話を聞くとともに、関係する生徒等から話を聞き、事実確認を行います。
- ・見落としなどが無いように担任→学年主任→生徒指導担当が目を通します。

- ・情報共有のため、一覧表にして教職員に配布します。
- ・個々の事案については、学年、及び学校体制として情報共有を行い、関係者で方針を立てて、迅速な対応に努めます。また、主任会議、支援会議等において適宜情報共有を行います。
- ・必要と判断した場合には場合には各家庭に連絡します。

(2) 教職員の取組事項

- ① 「いじめ」防止に関する基本方針の策定、年間指導計画の立案
- ② 「いじめ」問題に関する教職員研修の実施(年2回)
- ③ 教育相談の実施(年2回)、毎月1回の学校生活アンケートの実施
- ④ いじめに関わる保護者アンケート(11月)
加えて、SNS関係アンケート(7月)、学校評価アンケート(1月)の実施
- ⑤ 「いじめ」問題防止に関する生徒の主体的な活動の推進
- ⑥ 相談窓口の開設

(3) 生徒の取り組み事項

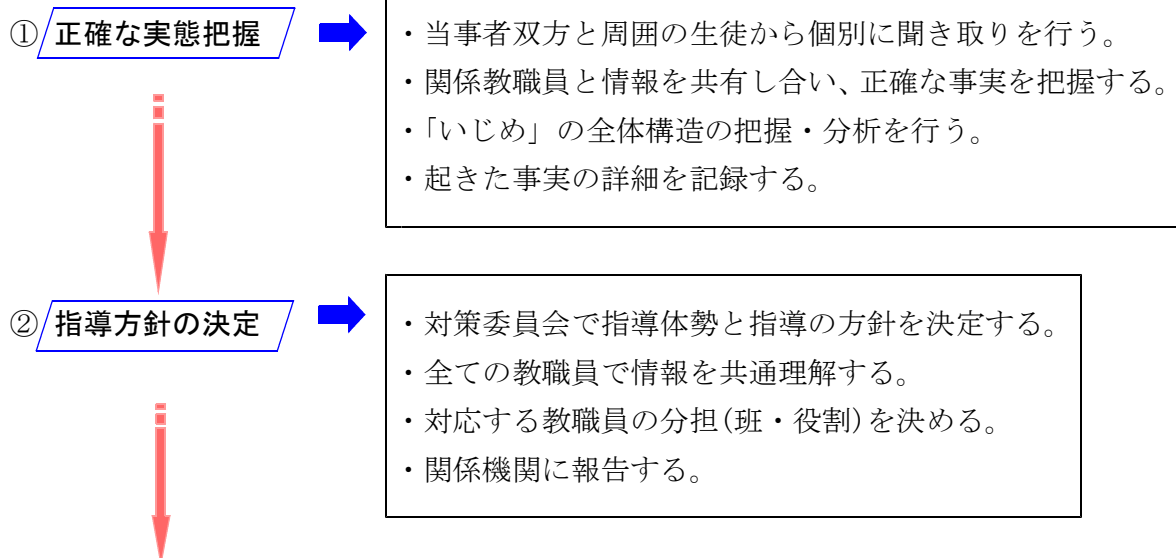
- ① 生徒会による「いじめ」防止の標語・ポスターの作成や「ゼロ運動」等の取組み
- ② 好ましい人間関係づくりをねらいとした活動(ピア・サポート等)
- ③ 人権啓発・「いじめ」防止の各種イベント等への参加

(4) 家庭・地域との連携

- ① 「いじめ」防止の方針の広報活動
- ② P T A各種会議での指導方針に対する説明・協議
- ③ 「いじめ」防止に関する学校・生徒の取り組みへの協力要請

(5) 早期対応の在り方

「いじめ」の兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応が必要となる。緊急に「いじめ対策委員会」を開催し、指導体制と指導方針とを確認し、組織体としての対応を心がけたい。



③ 生徒への指導・援助



- ・被害生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・加害生徒に対し、「心の痛み」について指導を重ね、相手に対する人権意識について指導する。
- ・周辺(集団)の生徒に対する指導を加える。



④ 保護者への連絡



- ・家庭訪問し、事情を話す。
- ・今後の対応策・連携について話し合う。



⑤ その後の対応



- ・継続的な指導・支援を続ける体制を確認する。
- ・被害者の心のケアに重点を置く。
- ・心の教育の充実について、学級経営の点検を行う。
- ・関係機関との連携を行う。
- ・事例研究会(分析)を行う。
- ・新たな問題(ネット等)への対応策を検討する。

いじめの早期発見のためのチェックリスト

■いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとしてできない
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

■いじめられている子

(1) 日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ とくどき涙ぐんでいる
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている

(2) 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

(3) 昼食時

- ☐ 好きな物を他の子どもにあげる
- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされる

(4) 清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

(5) その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

■いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう